




平成 23 年 5 月 31 日

藤沢市教育委員会 委員長 小澤一成 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄 
横浜市南区大岡 3-41-10 電話 045-713-7222

< 中学校歴史教科書採択に関する請願 (その 1) >

(請願の趣旨)

中学校歴史教科書の採択に当たりましては、国が国民に永久に保障した基本的人権を尊重する憲法の本質にのっとり、次の観点に立って採択されますことを請願いたします。

- 1、家族愛、民族愛、国家に対する愛情ひいては世界平和の心を育む教科書の採択
- 2、史実を暖かい心で受止めて、国民の団結心を育む教科書の採択
- 3、古の国民の生活の営みから滲み出て堆積し、固有の尊厳と化した基本的人権の形成に努力した個々の人間の努力を学ぶことを通じ、日本人の誇りを育む教科書の採択
- 4、史実を理由に人が虐げられる記述が多く、自己嫌悪に陥らせる教科書の徹底的排除
- 5、史実を現在の価値観で断罪し、暗黒の歴史としてしまう教科書の排除
- 6、他国尊重に拘って、サンフランシスコ平和条約によって戦争当事国間で大赦が成立し、あるいは国連加盟によって世界中の国々が対等であることを忘却して、わが国を今なお虐げ誹謗する教科書の排除

(請願の理由、背景)

憲法 99 条に「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、教育基本法は前文において「日本国憲法の本質にのっとり、一この法律を制定する」とあり、中学校学習指導要領第 1 章第 1 (教育課程編成の一般方針) には「各学校においては、教育基本法一並びにこの章以下に示すところに従い、一これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」とあります。即ち義務教育は、日本国憲法の本質にのっとり行われなければならないのであります。従って中学校歴史教科書の採択に当たりましては、何れの教科書が日本国憲法の本質が色濃く反映されているかの視点に立って、行われるべきであります。

就中、中学校の歴史教科は、憲法条文の中で至高とされる第 11 条「国によって永久に保障される国民の基本的人権」の歴史的生成の過程を学ぶ教科であります。

その基本的人権とは自由・正義・世界平和の基本として国連が定めた概念の翻訳語であって、「国民が古から大切にしている事柄・領土・財産・習慣並びに、家族(父、母、児童からなる)とその共同体の人々が同等で固い絆で結ばれた無窮の愛のこと」であり、国民の大義を表しています。これは、わが国政府も条約締結により認めている国際理解であり、わが国だけの勝手な理解ではありません。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に 5 月 30 日付同文にて、請願させていただきます。